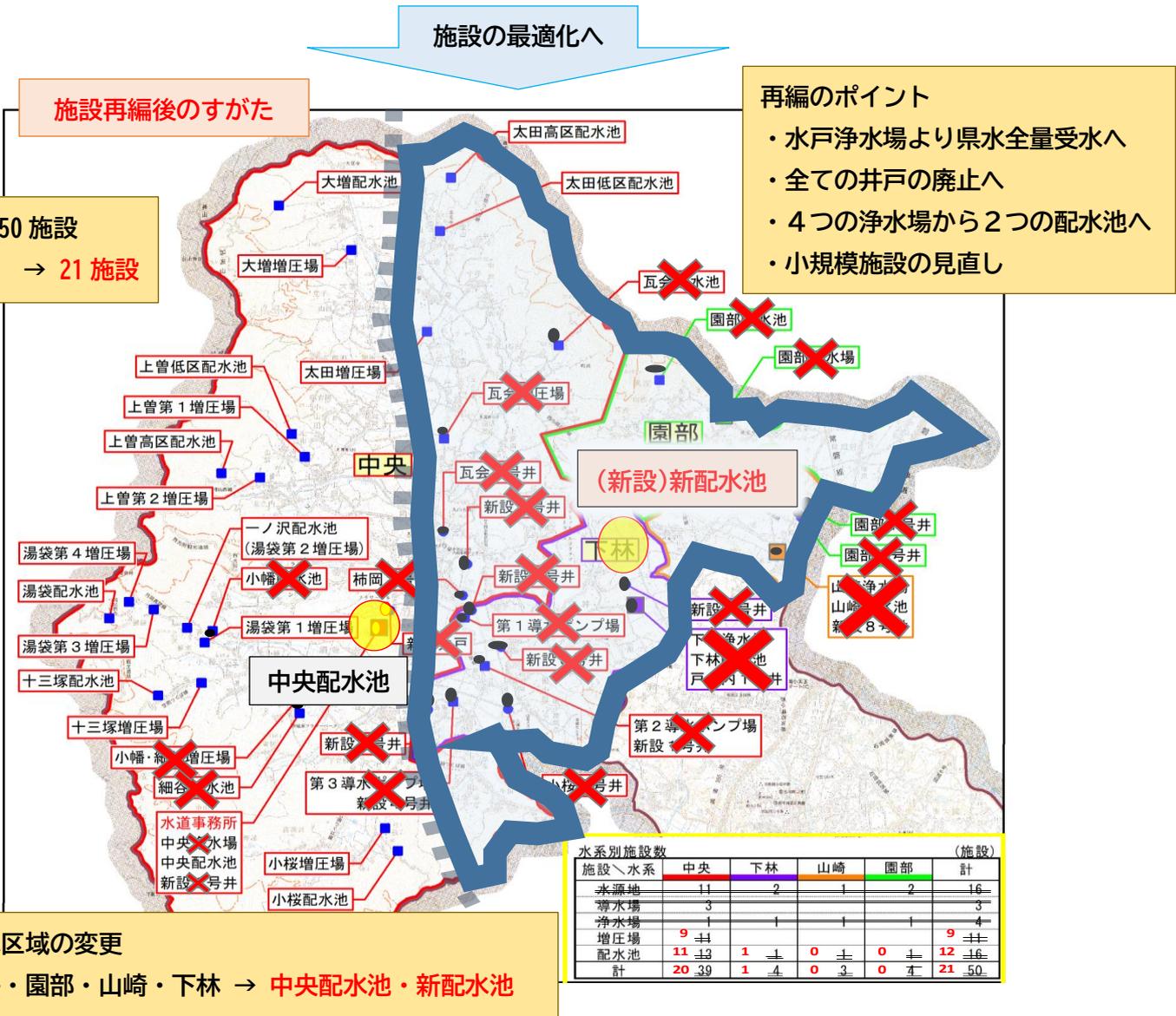
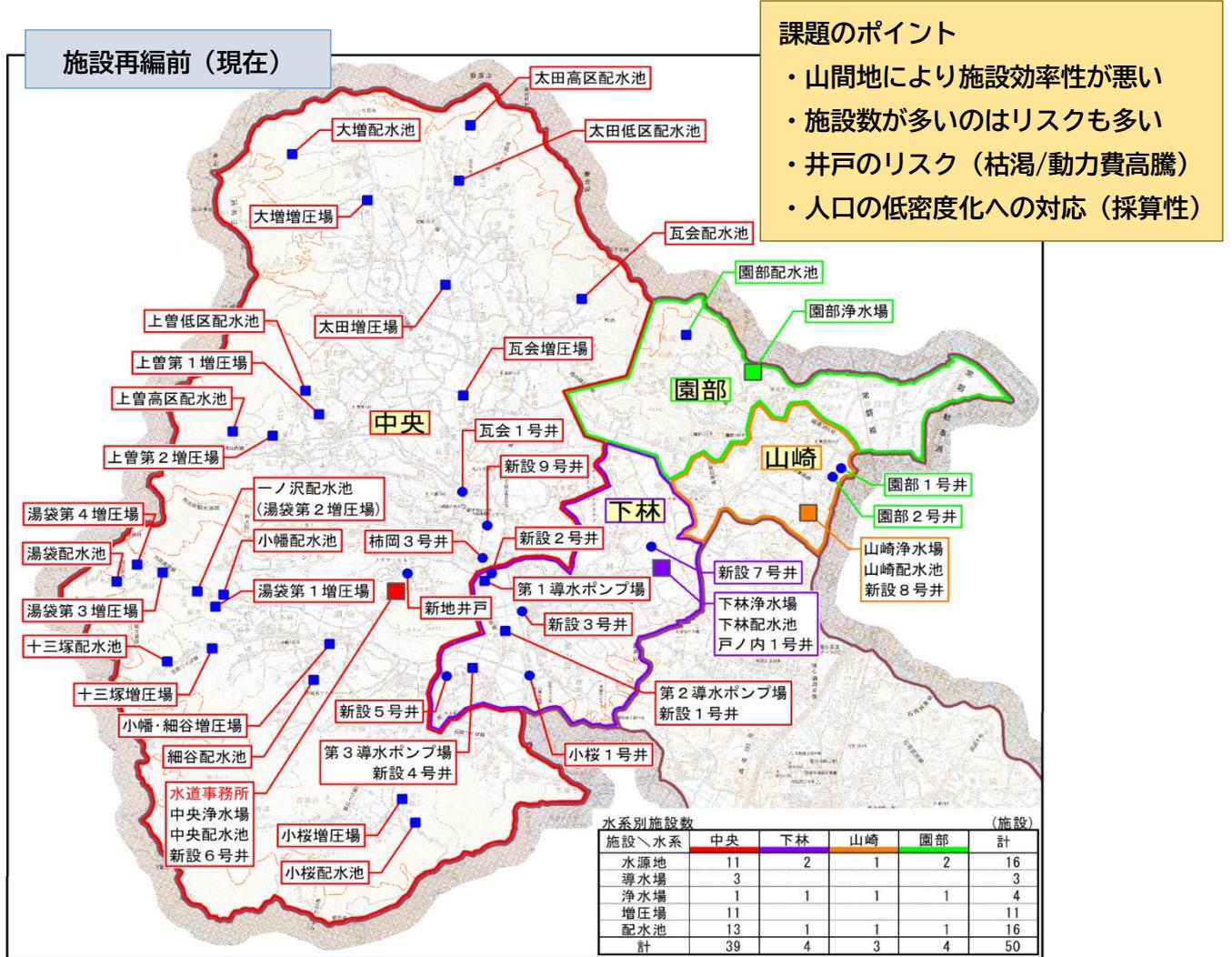


(2) 水道施設の最適化（再編統合）について

1. 施設の最適化（再編統合）を通じた石岡市の新たなすがた



- 全ての井戸の廃止⇒茨城県条例の地下水採取規制により水戸浄水場※から県水受水の方針
(※県企業局では、更新時期を迎えている新治浄水場の廃止を検討している。
新治浄水場が廃止となった場合、石岡市八郷地区は、水戸浄水場からの送水に再編される。)
- 4つの浄水場等の廃止 中央浄水場を配水池化する。
下林浄水場、山崎浄水場、園部浄水場を廃止し、新設統合配水池を建設する。
- 新設総合配水池に伴う管路整備、管路のダウンサイジング、小規模施設の見直し

2. 今後の水道施設再編を進めるにあたっての課題について

(1) 茨城県が進める水道広域化の推進について

(ア) 広域化の進捗

国庫補事業の活用を前提に財政シミュレーションをしているため、

県が進める広域化（経営の一体化）と石岡市の施設再編はセットである。

茨城県水政課及び企業局との連携調整が引き続き必須事項である。

(イ) 茨城県の工事費負担と事業スケジュール

新規受水地点までの送水管・送水施設は県費用負担を前提としており、

新規受水地点までの送水管・送水施設は県の事業スケジュールと連動する。

(ウ) 県水の全量受水について

- ・ 県水の受水費（受水単価）が重要となる。
- ・ 井戸等の自己水源を廃止して主となる水源^(※)は県水1つになる。
- ・ 県水送水停止時における給水への影響が大となることが想定。
- ・ 災害時の強化、バックアップ機能の強化、施設の強靱化を県に強く要望。

(※) 湖北水道企業団との「緊急連絡管」が既に整備されており、

湖北水道企業団との応援給水については引き続き協議が必要。

(2) 統合配水池に係る事業について

(ア) 統合配水池建設に伴う用地取得について

- ・ 新設施設の整備には用地取得が必須となる。
- ・ 国庫補助事業のスケジュールが決まっている（R16まで）。
- ・ 用地取得には時間を要する（土地調査・用地交渉・売買登記など）。
- ・ 用地交渉や基本・詳細設計などを早急に着手する必要がある。

(イ) 統合配水池の最大貯水能力や災害時の想定などについて

県水停止時や災害時のことも考慮した詳細設計を決定する必要がある。

(ウ) 民間事業者を活用した発注方式について

発注の準備、事業期間の有限、職員の負担増が見込まれるため

民間事業者との連携（一括発注DB方式等）を念頭に検討する必要がある。

「一括発注DB方式」とは・・・設計/施工をセットで「性能発注」する新手法

3. その他留意事項【重要】

(ア) 財源の確保の必要性

統合配水池に係る事業の財源確保のため、国庫補助金等の活用は前提となる。

再編事業を進めるためには有利な財源確保は必要不可欠である。

(イ) 人員の確保（施設再編の推進体制の強化など）

茨城県との連携協議、用地取得、工事の発注など、現在の担当業務に加え、再編事業について新規に必要な業務が発生する。再編事業推進の人員体制を構築する必要がある。